**自主防災会規約**

（名称）

第1条　この会は、自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（所在地）

第2条　本会の所在地及び活動範囲は、次のとおりとする。

　（１）平常時は、自治会事務所内とし、自治会の範囲とする。

　（２）災害時は、自治会事務所内とし、地区とする。

（目的）

第3条　本会は、自治会住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、津波、火災、風水害等の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（活動）

第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

（1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

（2）地域の災害危険箇所及び区域の把握に関すること。

（3）災害等に対する災害予防に関すること。

（4）災害等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止及び初期消火、救出救護、給食給水等の応急対策に関すること。

（5）防災訓練の実施に関すること。

（6）防災資機材等の整備に関すること。

（7）他組織との連携に関すること。

（8）その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会員）

第5条　本会は、自治会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　　　　1名

（２）副会長　　若干名

（３）監査役　　　2名

（４）防災委員　若干名

（５）班長　　　若干名

2　役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は会長が指名した者とする。

3　役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第7条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、平常時の予防活動及び災害等の発生時おける応急活動の指示を行う。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3　監査役は、本会の運営に伴う経費の監査事務を行う。

4　防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動を専門的に行う。

5　班長は、災害等の発生時における担当班の活動に対する指揮監督を行う。

（会議）

第8条　本会の活動を推進するため、総会及び役員会を置く。

（総会）

第9条　総会は、全会員をもって構成する。

2　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合には臨時に開催することができる。

3　総会は、会長が召集する。

4　総会は、次の事項を審議する。

（1）規約の改正に関すること。

（2）防災計画の作成及び改正に関すること。

（3）活動計画に関すること。

（4）予算及び決算に関すること。

（5）その他、総会で特に必要と認める事項に関すること。

5　総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第10条　役員会は、会長、副会長、防災委員、班長によって構成する。

2　役員会は、次の事項を審議し、実施する。

（1）総会に提出すべきこと。

（2）総会により委任されたこと。

（3）その他、役員会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第11条　本会は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2　防災計画は、次の事項について定める。

（1）災害等の発生時における本会の組織編制及び任務分担に関すること。

（2）防災知識の普及に関すること。

（3）災害危険箇所及び危険区域の把握に関すること。

（4）防災訓練の実施に関すること。

（5）災害等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、

救出救護、給食給水、災害弱者対策、防災資機材の整備・管理及び他組織との連

携に関すること。

（6）その他必要な事項に関すること。

（会計）

第12条　本会の運営に要する経費は、○○○自治会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第13条　会計監査は、自治会会計監査に含めて行う。

（会計年度）

第14条　会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計監査）

第15条　会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行う事ができる。

2　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

**附　則**

　この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。

**自主防災会役員名簿**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職　名 | 氏　　名 | 住　　所 | 連 絡 先 | 備　考 |
| 会　　　長 |  |  |  |  |
| 副　会　長 |  |  |  |  |
| 副　会　長 |  |  |  |  |
| 監　査　役 |  |  |  |  |
| 監　査　役 |  |  |  |  |
| 防 災 委 員 |  |  |  |  |
| 情報連絡班長 |  |  |  |  |
| 情報連絡班長 |  |  |  |  |
| 情報連絡班長 |  |  |  |  |
| 初期消火班長 |  |  |  |  |
| 初期消火班長 |  |  |  |  |
| 初期消火班長 |  |  |  |  |
| 救出救護班長 |  |  |  |  |
| 救出救護班長 |  |  |  |  |
| 救出救護班長 |  |  |  |  |
| 避難誘導班長 |  |  |  |  |
| 避難誘導班長 |  |  |  |  |
| 避難誘導班長 |  |  |  |  |
| 給食給水班長 |  |  |  |  |
| 給食給水班長 |  |  |  |  |
| 給食給水班長 |  |  |  |  |

**自主防災会組織図**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 情報伝達班 | 班 長 氏 名 | １　災害情報の収集活動  ２　避難情報等の伝達活動  ３　被害状況の把握  ４　防災関係機関との連絡調整 | １　防災意識の啓発活動（災害情報配信）  ２　防災知識の普及活動（研修会など）  ３　情報伝達訓練の実施 |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 初期消火班 | 班 長 氏 名 | １　火災の警戒・出火防止活動  ２　初期消火活動  ３　防災関係機関が行う消火活動への協力 | １　火気使用の安全対策の普及・啓発  ２　家庭での消火方法の普及・啓発  ３　消火器具の取扱などの消火訓練の実施 |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 救出救護班 | 班 長 氏 名 | １　負傷者の救出活動  ２　負傷者の手当・搬送等の救護活動  ３　負傷者の発生状況等の把握  ４　災害弱者等の安全確認及び支援 | １　救出救護活動に必要な資機材整備  ２　救出救護活動に必要な技術研修  ３　救出救護活動に必要な知識習得  ４　災害弱者への支援方法の検討 |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 班 長 氏 名 | １　避難経路の安全確認及び選定  ２　避難場所への誘導  ３　避難者の把握  ４　避難場所の運営・管理への協力 | １　地域内の危険箇所調査と安全対策  ２　避難場所への経路確認  ３　避難訓練の実施  ４　避難場所の運営検討 |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 給食給水班 | 班 長 氏 名 | １　炊出しの実施  ２　災害弱者への優先対応  ３　防災関係機関等が行う給食給水活動への協力 | １　家庭内での食料等の備蓄推進  ２　災害時の支援物資の配給方法の検討  ３　炊出し訓練の実施 |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 構成員 | 氏　　名 | 災害時の任務 |
| 本部 | ・会長  ・副会長  ・監査役  ・防災委員 |  | １　被害状況の把握  ２　各班への災害応急活動の指示  ３　防災関係機関への情報提供  ４　防災関係機関との連絡調整  ５　避難場所の運営・管理への協力 |

【 平常時の任務 】

【 災害時の任務 】